

起業挑戦サポート 事業補助金



市内で開業する際に要する費用を助成します！

補助率

50%

※千円未満は切り捨て
補助上限額

50万円

新規起業者(※)であって、次の要件を全て満たすもの

※令和4年2月1日から令和5年2月28日までの間に、税務署に個人事業の開業届出書を提出し受理された者又は会社設立の法人登記を行った法人で、市内に主たる事業所を設置したもの

- ①令和4年3月31日以前に国、県又は市の起業に係る支援金若しくは補助金等の交付を受けていないこと。
- ②市区町村税の滞納がないこと。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- ④釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑤営業に必要な許可等を取得していること。
- ⑥産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、釜石商工会議所の事業計画作成指導を受けること。

補助対象者

補助対象経費

報償費	専門家・講師謝金等
旅費	出張・視察のための交通費等
需用費	消耗品購入費、燃料費、印刷費、光熱水費、小規模修繕費等
役務費	郵送費、電話使用料、通信料、宣伝広告料、看板作成依頼等
委託料	設備機器保守管理、調査及びデータ処理、ホームページ作成等
使用料及び賃借料	施設借上げ料、レンタル物品利用料、各種リース代等
原材料費	工事材料費(砂利、セメント等)、製造・加工用原材料費等
備品購入費	事務用備品、機械器具購入費等

申請期限

令和5年2月28日(火)まで

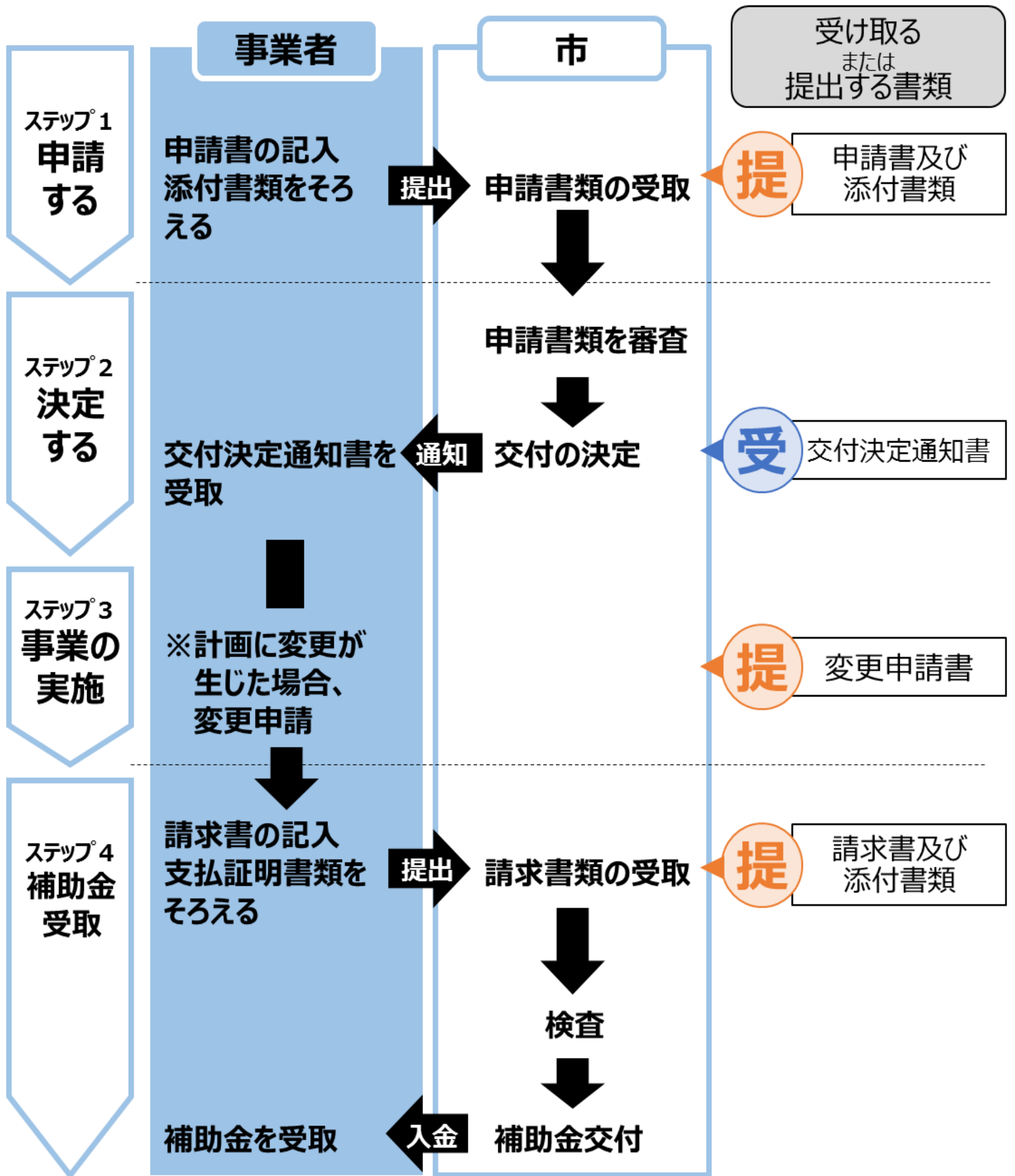
請求期限

令和5年3月10日(金)まで

市ホームページ
はこちらから⇒



● 補助金の流れ



お問合せ先

〒026-8686 釜石市只越町 3-9-13

釜石市 産業振興部 商工観光課 ☎ 0193-27-8421